

国立大学法人小樽商科大学監事候補者選考会議要項

(令和2年2月10日 学長裁定)

(設置)

第1条 国立大学法人小樽商科大学商科大学に、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第10条に定める監事候補者の選考を行うため、国立大学法人小樽商科大学商科大学監事候補者選考会議(以下「監事候補者選考会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 監事候補者選考会議は、監事に求める人材像等を定め、これに基づき監事候補者の選考を行う。

(組織)

第3条 監事候補者選考会議の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学長
- (2) 理事(総務・財務担当副学長兼務)
- (3) 理事(教育担当副学長兼務)
- (4) 副学長
- (5) 事務局長
- (6) 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程第12条第2項第5号に掲げる経営協議会の学外委員のうちから学長が指名する者 1名
- (7) その他学長が特に必要と認める者

2 前項の委員に欠員が生じた場合には、速やかに補充するものとする。

(委員長)

第4条 監事候補者選考会議に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、監事候補者選考会議を主宰し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 監事候補者選考会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 監事候補者選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第6条 監事候補者選考会議の事務は、総務課が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、監事候補者選考会議が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年2月10日から施行する。